

砂利採取法の採取計画認可申請書類一覧表

項目	必要書類	根拠規定	様式
認可 (法第16条)	1 採取計画認可申請書	規則第3条第1項	様式第1号 (規則様式第1)
	2 砂利採取場の位置を示す縮尺 五万分の一の地図	規則第3条第2項第1号	
	3 砂利採取場及びその周辺の状況を 示す見取図	規則第3条第2項第2号	
	4 掘さくまたは切土に係る土地の 実測平面図	規則第3条第2項第3号	
	5 掘さくまたは切土に係る土地の 実測縦断面図及び実測横断面図に 当該土地の計画地盤面を記載した もの	規則第3条第2項第4号	
	6 法第3条の登録を受けていること を示す書面	規則第3条第2項第5号	
	7 砂利採取場を管理する事務所の 名称及び所在地、当該事務所の 業務主任者の氏名ならびに当該 業務主任者が当該砂利採取場 において認可採取計画に従って砂利 の採取が行われるよう監督する ための計画を記載した書面	規則第3条第2項第6号	
	8 砂利採取場で砂利の採取を行う ことについて申請者が権原を有 すること又は権原を取得する見 込みが十分であることを示す書面 ※1	規則第3条第2項第7号	
	9 砂利の採取に係る行為に関し、他 の行政庁の許可、認可その他の 処分を受けることを必要とする ときは、その処分を受けている ことを示す書面または受ける 見込みに関する書面 ※2	規則第3条第2項第8号	
	10 砂利採取場において土地の掘 さく又は切土に係る跡地の埋め もどしを行う場合にあっては、 埋めもどしのための土砂等が 確保されていること又は確保 される見込みが十分であること を示す書面及び当該土砂等を 当該砂利採取場に運搬する経路 を記載した書面 ※3	規則第3条第2項第9号	
	11 砂利採取場からの砂利の搬出の 方法及び当該砂利採取場から国 道又は都道府県道にいたるまで の砂利の搬出の経路を記載した 書面 ※4	規則第3条第2項第10号	
	12 その他参考となる事項を記載 した図面又は書面 ※5	規則第3条第2項第11号	

項目	必要書類	根拠規定	様式
認可 (法第 16 条)	1 3 認可に係る誓約書		様式第 7 号
	1 4 埋戻しに係る保証書 ※ 6		
	1 5 高知県収入証紙貼付用紙 (必要金額分を貼付のこと。)		様式第 8 号
変更の認可 (法第 20 条 第 1 項)	1 採取計画の変更認可申請書	規則第 4 条第 1 項	様式第 2 号 (規則様式第 2)
	2 前頁の 2 から 1 1 までに掲げる図面または書面のうち、記載内容の変更を必要とするもの	規則第 4 条第 2 項	
	3 認可指令書の写し(変更の認可を 1 回以上受けている場合はその写しも提出)		
	4 高知県収入証紙貼付用紙 (必要金額分を貼付のこと。)		様式第 8 号
軽微な変更 (法第 20 条 第 2 項)	1 軽微な変更届書	規則第 4 条第 5 項	様式第 3 号 (規則様式 第 2 の 2)
	2 前頁の 2 から 1 1 までに掲げる図面または書面のうち、記載内容の変更を必要とするもの	規則第 4 条第 6 項	
	3 認可指令書の写し(変更の認可を 1 回以上受けている場合はその写しも提出)		
氏名等の変更の届け出 (法第 20 条 第 3 項)	1 氏名等変更届書	規則第 5 条	様式第 4 号 (規則様式第 3)
廃止の届出 (法第 24 条)	1 砂利採取廃止届書	規則第 6 条	様式第 5 号 (規則様式第 4)
災害の報告	1 災害等発生状況報告書		様式第 6 号

※ 1 「砂利採取場で砂利の採取を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面」

- ・ 自己の土地において砂利の採取を行おうとする場合・・・当該土地の全部事項証明書
- ・ 他人の土地において砂利の採取を行おうとする場合・・・当該土地の全部事項証明書

当該土地において砂利を採取する旨を内容とする土地所有者、耕作者等と申請者との間の契約書の写し又は砂利を採取することについての土地所有者等の同意書

- ・ 砂利採取に係る同意書
 - ・ 採取地の土地に私権(地上権、抵当権等)が設定されている場合は、当該権利者の同意書
 - ・ 採取地に隣接する土地所有者等の同意書(隣接地が公共用財産又は法定外公共用財産で、その幅員が 5 m 以内の場合は、当該財産に隣接する土地所有者等の同意書)
 - ・ 管轄土木事務所長が必要と認める利害関係者等の同意書
- ・ 砂利採取地等に係る公図、登記簿謄本
 - ・ 採取地の公図、登記簿謄本
 - ・ 採取地に隣接する土地の公図、登記簿謄本
 - ・ 埋戻し用土砂を採取する土地の公図、登記簿謄本

- ※2 「砂利の採取に係る行為に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面または受ける見込みに関する書面」
- ・ 許可、認可、その他の処分を行った行政庁が発行した証明書もしくは許可証等の写し又は許可証もしくは許可通知書等を複写したもの（その処分の内容を明らかに示す書面であること）
 - ・ 他の行政庁に提出した許可、認可、その他の処分の申請書の写し
 - (1) 3,000 ㎡以上の土地の形質を変更する場合
 - ・ 土壌汚染対策法第4条に関する届出（着手する30日前まで）
 - (2) 農地において砂利採取を行う場合
 - ・ 農地法第5条第1項の規定による許可申請
- ※3 「砂利採取場において土地の掘さく又は切土に係る跡地の埋めもどしを行う場合にあつては、埋めもどしのための土砂等が確保されていること又は確保される見込みが十分であることを示す書面及び当該土砂等を当該砂利採取場に運搬する経路を記載した書面」
- ・ 自己の土地において埋戻しのための土砂等を確保するときは、その旨を記載した書面
 - ・ 他人の土地において埋戻しのための土砂等を確保するときは、当該土地において土砂等を採取する旨を内容とする土地所有権者と申請者との間の契約書の写し又は土砂等を採取することについての土地所有権者の同意書
 - ・ 他から埋戻しのための土砂等を購入するときは、その購入契約書の写し
- ※4 砂利の搬出の方法には、砂利を搬出する主体、砂利運搬車の種類、砂利運搬者の1日当たりの台数等を記載する。
- ※5 「その他参考となる事項を記載した図面又は書面」
- ・ 砂利の洗浄水を河川から取水する場合は、河川法第23条の許可を受けたことを証する書面又はその許可申請書の写し
 - ・ 国道又は県道に至るまでに私人（土地改良区等を含む。）の管理する道路を通行する場合は、当該道路を通行する権限を有することを証する書面等
 - ・ 採取計画区域及びその周辺の状況に係る写真
 - ・ 採取に係る工程表
- ※6 採取跡地の埋戻し義務の履行に関して下記の資格要件を有する2人以上の連帯保証人（法人を含む。）による書面。ただし、当該埋戻しを保証するに足る金員を土地改良区又はこれに準ずる団体に預託している場合は、当該預託を証する書面に代えることが出来る。
- 【連帯保証人の資格要件】
- ・ 砂利採取業者（申請日前2年以内に3回以上の認可実績を有し、かつ現に砂利採取業を営んでいる者）
 - ・ 建設業者（県の指名業者であるBランク以上の者。）又は生コンクリート製造業者（県内の生コンクリート工業組合の構成員）